

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

海外渡航費の通達

Q : 最近公表された「海外渡航費の取扱いについて」の通達はどのような内容ですか。

A : 海外視察等に併せて観光が行われる場合の海外渡航費用の取扱いについて、実務上の処理基準を示したものとなっています。

【解説】

国税庁はこのほど、「海外渡航費の取扱いについて」の通達を公表し、同業者団体等が主催する海外視察等の海外渡航費用についての取扱いを明らかにしました。

それによると、業務従事割合により算定した損金等算入割合が90%以上のものは費用の全額を損金とする一方、10%以下のものは全額を損金不算入としています。

業務従事割合は、旅行日程を、業務従事日数、観光等の日数、移動日、その他に区分し、 $\text{業務従事日数} \div (\text{業務従事日数} + \text{観光日数})$ で計算します。これの10%未満を四捨五入したものが損金等算入割合となります。

損金等算入割合が20%以上80%以下のものについては、損金等算入割合を海外渡航費に乗じて算定した金額を旅費として損金に算入することになります。

ただし、業務従事割合が50%以上で、その旅行が業務に直接必要と認められるケースでは、往復の交通費の全額とその他の費用の額に損金等算入割合を乗じた金額の合計額を旅費として損金に算入することとしています。

また、日数の区分は、1日を8時間とし、0.25日(2時間)単位で、業務、観光等を算定します。

